

特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

3 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第九十五号）及び依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第一百五十四号）は、特別会員について準用する。

附 則

1 第二十二条第三項（新設）の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

2 改正後の第二十二条第三項の規定により準用される依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程第十一條の規定に基づき令和二年六月三十日までに提出を要する最初の年次報告書は、同条第一項の規定にかかわらず、令和二年一月一日から同年三月三十一日までの期間における事項を対象とする。